

# 成田浄化センター整備事業

## 実施方針

令和4年7月

成田市

# 目 次

第1章	用語の定義	
第2章	事業内容	1
1.	事業名	1
2.	事業の目的	1
3.	事業の概要	1
4.	業務期間	1
5.	業務の範囲	1
6.	事業者の収入	2
7.	事業スケジュール	2
8.	遵守すべき法令等	2
9.	特定事業の選定及び公表に関する事項	3
第3章	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1.	事業者の募集及び選定手続き	4
2.	事業者の参加資格要件	5
3.	事業者の選定等	8
第4章	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
1.	基本的な考え方	8
2.	予想されるリスクと責任分担	8
3.	事業の実施状況の監視（モニタリング）	9
第5章	公共施設等の立地及び規模に関する事項	9
1.	公共施設等の立地に関する事項	9
2.	施設の規模に関する事項	9
第6章	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	9
第7章	事業の継続が困難となった場合における措置	10
1.	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	10
2.	本市の責めに帰すべき事由によるもの	10
3.	不可抗力によるもの	10
第8章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	10
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	10
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	10
第9章	その他特定事業の実施に関し必要な事項	11
1.	書類提出に伴う費用負担	11
2.	問合せ先	11

## 第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	本市	成田市をいう。
2	本事業	成田市が実施する「成田市浄化センター整備事業（DBO）」をいう。
3	本件施設	本市が整備する「成田市浄化センター」をいう。
4	P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
5	特定事業	対象事業に対し、地方公共団体が直接実施する場合とPFIを導入して行う場合のサービス水準を比較し、PFIを導入することでメリットがある場合に特定事業として選定、公表するもの。
6	受入対象物	本市内で発生するし尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥をいう。
7	設計・建設業務	本事業における設計・建設業務は、落札民間事業者が施設の設計を行い、かつ建設工事を行うことをいい、設計責任、建設工事責任を担保する意味で用いる場合もある。
8	運転・維持管理業務	施設建設工事が終了し、本件施設が本市に引き渡された時点からの施設の運転・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むがこれに限らない。）に係る業務をいい、SPC（特別目的会社）がこの業務を行う。
9	SPC（特別目的会社）	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件施設の運転・維持管理業務の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）をいう。
10	SPC（特別目的会社）の設立	SPC（特別目的会社）の設立は、本件施設の建設工事終了後の本市への引渡しまでに行う。
11	事業者	本事業を実施する者として選定された落札者をいう。
12	構成企業	本事業への参加要件とする企業グループを構成する構成員と協力企業の総称をいう。
13	構成員	構成企業のうち、運転・維持管理業務においてSPC（特別目的会社）設立に出資する企業をいう。
14	協力企業	構成企業のうち、運転・維持管理業務委託事業者（SPC）への出資をしない企業をいう。

No	用語	定義
15	代表企業	構成員のうち、本件施設の「プラント設備の設計・建設を行う者の要件」のすべての要件を満たし、入札参加を代表する企業をいう。
16	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者間で締結される協定書に基づく協定をいう。
17	基本協定書（案）	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業基本協定書（案）」をいう。
18	基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「成田浄化センター整備事業基本契約書」に基づく契約をいう。
19	基本契約書（案）	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業基本契約書（案）」をいう。
20	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者との間で締結される「成田浄化センター整備事業建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
21	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
22	運転・維持管理業務委託契約	運転・維持管理業務に係る本市と運転・維持管理業務事業者（SPC）との間で締結される「成田浄化センター整備事業運転・維持管理業務委託契約書」に基づく契約をいう。
23	運転・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業運転・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
24	入札説明書	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業入札説明書」をいう。
25	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に募集要項として公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運転・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類等を総称して又は個別にいう。
26	要求水準書	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業要求水準書」をいう。
27	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
28	様式集	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業様式集」をいう。
29	落札者	入札参加者の中から落札者決定基準に則り本事業を実施する者として選定された者であり、本事業を実施する者をいう。
30	落札者決定基準	入札公告時に募集要項として公表する「成田浄化センター整備事業落札者決定基準」をいう。

## 第2章 事業内容

### 1. 事業名

成田浄化センター整備事業

### 2. 事業の目的

成田市（以下「本市」という。）が実施する「成田浄化センター整備事業」（以下「本事業」という。）では、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の他に、農業集落排水汚泥を有機性廃棄物として受入れ、国の環境基準や県条例、成田市の排出基準が遵守できる処理施設を設計・建設するとともに、施設供用開始後の適切な運転・維持管理を求めている。

本事業の発注方式は、総合評価一般競争入札方式を採用しており、事業者の選定に当たっては、設計・建設、運転・維持管理等の業務に関し、実績に基づく民間事業者の創意工夫による提案を受け、計画の妥当性、確実性、価格面等の各面から評価を行い、サービスの水準を確保しつつ長期間の効率的な施設運營業務を導入することを目的としている。

### 3. 事業の概要

現在の成田浄化センターは、昭和62年の供用開始から30年以上が経過し、経年劣化が進行していることから、国の「循環型社会形成推進交付金」の対象事業（有機性廃棄物リサイクル推進施設）として汚泥再生処理センターを整備する。

本市が整備する汚泥再生処理センターの概要は以下のとおりとする。

(1) し尿等計画処理能力：83KL/日

うち有機性廃棄物（農業集落排水汚泥）：0.8KL/日

(2) 水処理方式：浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式

(3) 資源化方式：汚泥助燃剤化

(4) 再生資源の利用先：本市ごみ焼却施設他

整備に当たっては、施設の設計・建設工事に加え、竣工後15年間の長期包括的運營業務を一括して価格競争を求める方式（DBO方式）とし、長期間に亘る運営をも含めた契約により、ライフサイクルコストの削減を図るものである。

このため、整備施設の運転・維持管理（設備の点検・補修、ユーティリティーの確保、各種データ管理等業務）に係る費用を含めた長期包括的運營業務を委託する。

業務受託事業者は、施設建設工事期間中にSPC（特別目的会社）を設立し、施設竣工後の運転・維持管理がスムーズに行えるものとする。

なお、本市は本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者はそれを前提に事業を実施すること。

### 4. 業務期間

(1) 設計・建設期間：令和5年度～令和7年度中

(2) 運転・維持管理期間：施設供用開始後15年間

### 5. 業務の範囲

事業者が行う主たる業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設業務
    - 更新施設の設計・施工
  - (2) 運転・維持管理業務
    - ① 運営管理業務
      - 搬入・搬出、調達、ユーティリティー等収支管理、モニタリング
    - ② 運転管理業務
      - 設備機器操作
    - ③ 維持管理業務
      - 清掃・保守・点検、補修・整備
    - ④ 環境管理業務
      - 水質分析、臭気・騒音・振動測定等環境測定、モニタリング
    - ⑤ 情報管理業務
      - 日常運転管理記録データ、収支データ、設備機器データ等の記録、保管管理
    - ⑥ その他管理業務
      - 見学者その他第三者対応、スケジュール管理等
- ※ 業務範囲の詳細は要求水準書に示す。

## 6. 事業者の収入

本業務における事業者の収入は、事業者が実施する設計・建設業務に対する対価と、運転・維持管理業務の対価として本市から支払われる委託料（固定費と変動費）とする。  
 なお、事業準備に関して必要な費用は、全て事業者の負担とする。

## 7. 事業スケジュール

- |                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| (1) 実施方針の公表                       | 令和4年7月下旬       |
| (2) 特定事業の選定の公表                    | 令和4年8月中旬       |
| (3) 入札公告                          | 令和4年8月下旬（予定）   |
| (3) 提案書提出                         | 令和4年11月中旬（予定）  |
| (4) 優秀提案者の選定                      | 令和5年1月中旬（予定）   |
| (5) 落札者の決定                        | 令和5年1月中旬（予定）   |
| (6) 基本協定、基本契約の締結                  | 令和5年1月下旬（予定）   |
| (7) 建設工事請負契約の締結                   | 令和5年3月（議会承認後）  |
| (8) 特別目的会社の設立                     | 令和7年度工事期間中（予定） |
| (9) 運転・維持管理業務委託契約の締結              | 令和7年度工事期間中（予定） |
| (10) 本件施設の竣工及び引渡し                 | 令和7年9月末（予定）    |
| (11) 本件施設の供用開始<br>（運転維持管理業務の委託開始） | 令和7年10月（予定）    |
| (12) 契約終了                         | 令和22年9月末（予定）   |

## 8. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

## 9. 特定事業の選定及び公表に関する事項

本市は、次の考え方・手順に従い本事業を特定事業として選定することとする。

### (1) 選定基準

本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に準じて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

### (2) 選定方法

令和元年度に実施した「PFI導入可能性調査」の調査結果に基づき、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を現在価値に換算したもので評価を行う。

公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。

また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1. 事業者の募集及び選定手続き

事業者の募集及び選定にあたっては、応募希望者の自由な提案を期待し、適切な技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定することとし、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する総合評価一般競争入札方式によるものとする。

総合評価一般競争入札による事業者選定手続き、契約締結までの流れを次に示す。

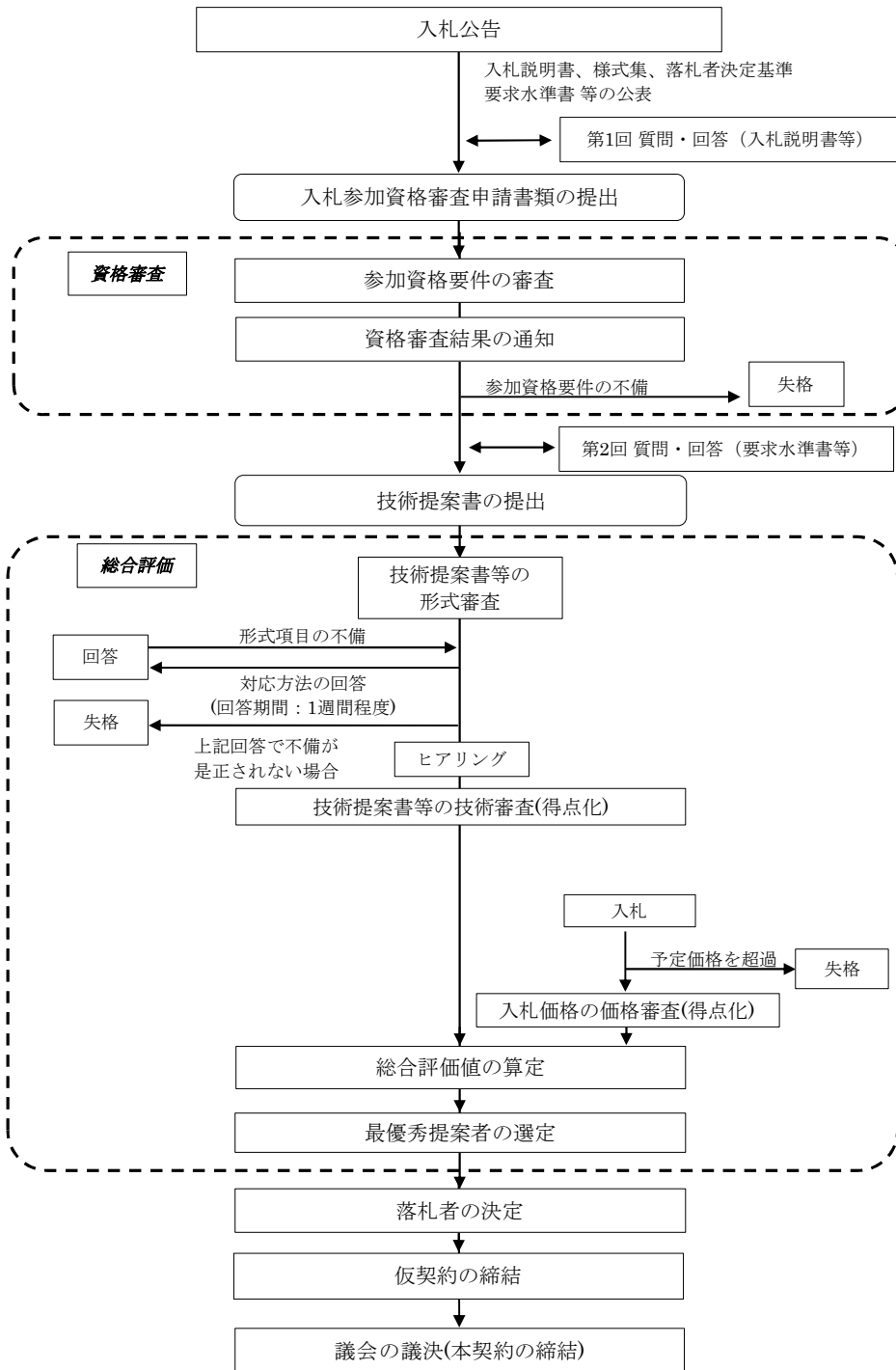


図-1 事業者選定手続き、契約締結までの流れ



## 2. 事業者の参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、運転・維持管理業務委託事業者に出資する企業（以下、「構成員」という。）と運転・維持管理業務委託事業者に出資しない企業（以下、「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下、「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
  - ② 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。
  - ③ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
  - ④ 入札参加者は、「第3章2(2)② 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運転・維持管理業務委託事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
  - ⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑥ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、構成企業の変更の特段の事情があると本市が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
  - ⑦ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
  - ⑧ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。
- ※ その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

### (2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本件事業の設計・建設、運転・維持管理の各業務を行う者として、以下の①アから③イの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

#### ① 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - ウ 参加表明書の提出期限日において、本市に令和4年・5年度の入札参加資格申請がされており、提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が740点以上であること。
  - エ これまでに稼働した循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の建設工事実績を有すること。なお、構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ② 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件
- 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本件業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
  - イ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設・更新、基幹改良等）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。
  - ウ 参加表明書の提出期限日において、本市に令和4年・5年度の入札参加資格申請がされており、提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
  - エ これまでに稼働した循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の建設工事（新設・更新、基幹改良等における「浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」による処理能力40KL/日以上）の元請受注実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
  - オ 本件施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。（「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003号一部改正））に示される事項について証明できること。）  
特に、水処理方式に関しては、本市が採用を決定している「浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」について、公益財団法人廃棄物・3R研究財団や一般財団法人日本環境衛生センターの技術評価書等により基本的技術が確立されていることが証明できること。
- ③ 本件施設の運転・維持管理業務を行う者の要件
- 本件施設の運転・維持管理業務を行う者は構成員とすること。本件業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件をすべて満たすこと。
- ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、汚泥再生処理センター又はし尿処理施設に係る2年以上の運転・維持管理業務実績を有すること。

イ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設（汚泥再生処理センター又はし尿処理施設）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後専任で3年間以上配置できること。

※ 運転・維持管理業務には、定期点検、補修整備、修繕工事等の業務を含む。

※ その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件については、入札説明書において明記する。

### (3) 構成企業の制限

入札参加を希望する者の構成員及び協力企業は、競争参加資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。

なお、競争参加資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件を満たさないこととなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ① 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること。
- ② 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（本市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者。
- ③ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく停止措置を受けていない者。
- ④ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、成田市契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、成田浄化センター整備事業者選定委員会の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- ⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう）にない者であること。
- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、国税及び地方税を完納していること。
- ⑧ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑨ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

- ⑩ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ⑪ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業の支援業務を委託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。
  - ア 成田浄化センター整備事業基本設計等支援業務委託事業者  
株式会社日産技術コンサルタント
  - イ 当該業務委託事業者と法的側面における提携事業者  
荒鹿法律事務所
- ⑫ 技術提案書の提出までに、代表企業は以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア 令和4年・5年度成田市入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - イ 令和4年・5年度成田市入札参加資格者名簿に未登録の場合は、技術提案書の提出時までに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

### 3. 事業者の選定等

#### (1) 選定方法

「成田浄化センター整備事業落札者決定基準」に基づく審査を行い、本件業務の落札者を選定する。

#### (2) 選定委員会の開催

落札者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保し、専門的見地に基づいた審査・評価を行うため、学識経験者も参加する「成田浄化センター整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

#### (3) 受託候補者の選定

選定委員会が行う審査により落札者を決定し、受託候補者として選定する。

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、要求水準を満たしている場合は、その者を受託候補者として選定する。

なお、本事業の落札者の決定までの間に、本事業に関して、入札参加者等が選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするような働きかけを行った場合は失格とする。

## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計・建設業務及び運転・維持管理業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

### 2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別紙-2に定めるリスク分担表のとおりとし、詳細は要求水準書【運転・維持管理業務編】によるものとする。

### 3. 事業の実施状況の監視（モニタリング）

本市は、事業者が実施する事業の実施状況について監視（モニタリング）を行う。

また、定期的な監視の結果、事業者の提供するサービスが要求水準書及び事業契約書に定める水準に達していないと判断した場合は、本市は委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

## 第5章 公共施設等の立地及び規模に関する事項

### 1. 公共施設等の立地に関する事項

#### (1) 所在地

千葉県成田市吉倉127番地1（成田浄化センター敷地内）

#### (2) 敷地面積

約18,431㎡

#### (3) 都市計画事項等

都市計画地域 [ 市街化調整区域 ]

ア 用途地域指定 [ 汚物処理場 ] として都市計画決定

イ 防火地域指定 [ 無し ]

ウ 高度地区指定 [ 無し ]

エ 建ぺい率 [ 60 ] %

オ 容積率 [ 200 ] %

### 2. 施設の規模に関する事項

#### (1) 施設規模

計画処理量	し	尿	7kL/日
		浄化槽汚泥	76kL/日（農業集落排水汚泥 0.8kL/日を含む）
	合	計	83kL/日

#### (2) 処理方式

水処理方式：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

資源化方式：汚泥助燃剤化方式

## 第6章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は誠意をもって協議する。

この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置

本業務では、事業契約等の規定に基づき、令和22年9月30日まで施設の運転・維持管理業務が適切に実施される必要がある。

このため、事業契約書等に事業期間内において本業務の継続が困難になった場合(事業者の経営破綻、又はそのおそれが生じた場合等)の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い、迅速かつ適切に対応することとする。

### 1. 事業者の責めに帰すべき事由によるもの

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、事業者が再び業務を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本市は事業者に一定の猶予期間を与え、事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。ただし、し尿等処理を含めた公共サービスに重大な遅延等のおそれがあると判断した場合、あるいは事業者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、本市は、事業者との業務契約を解除し、本業務を実施する新たな民間事業者を募集することができる。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合及びし尿等処理に係る公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは事業者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、事業者に契約保証金を設定させ、係る損害への担保とする。この場合、事業者が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に示すこととする。

### 2. 本市の責めに帰すべき事由によるもの

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は業務契約を解除することができるものとする。その際、本市は、事業者が生じた損害を賠償する。
- (2) 本市が上記以外の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合、事業者の申し入れに基づいて、本市は是正措置を講じるものとする。

### 3. 不可抗力によるもの

添付資料別紙-2「リスク分担表」に示される不可抗力、その他事業者又は本市の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合は、本市及び事業者双方は事業契約の解除について協議し、それぞれが一定の割合にて負担を負うものとする。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、本業務に関する法制上及び税制上の措置の支援を予定しないものとする。法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点で本市は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

## 第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 書類提出に伴う費用負担

各種応募書類提出にかかる費用、提案書類作成費用等は、すべて事業者の負担とする。

### 2. 問合せ先

成田市環境部環境計画課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地

電話：0476-20-1533 FAX：0476-22-4449

メールアドレス：kankei@city.narita.chiba.jp

成田市長 小泉 一成 あて

実施方針に対する質問・意見書

「成田浄化センター整備事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見書	会社名	
	所属	
	氏名	
	所在地	
	電話	
	F A X	
	電子メール	

(1) 実施方針に対する質問

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	総質問数	問
							内 容	
1	実施方針	2	第1章	5	(4)	維持管理業務		

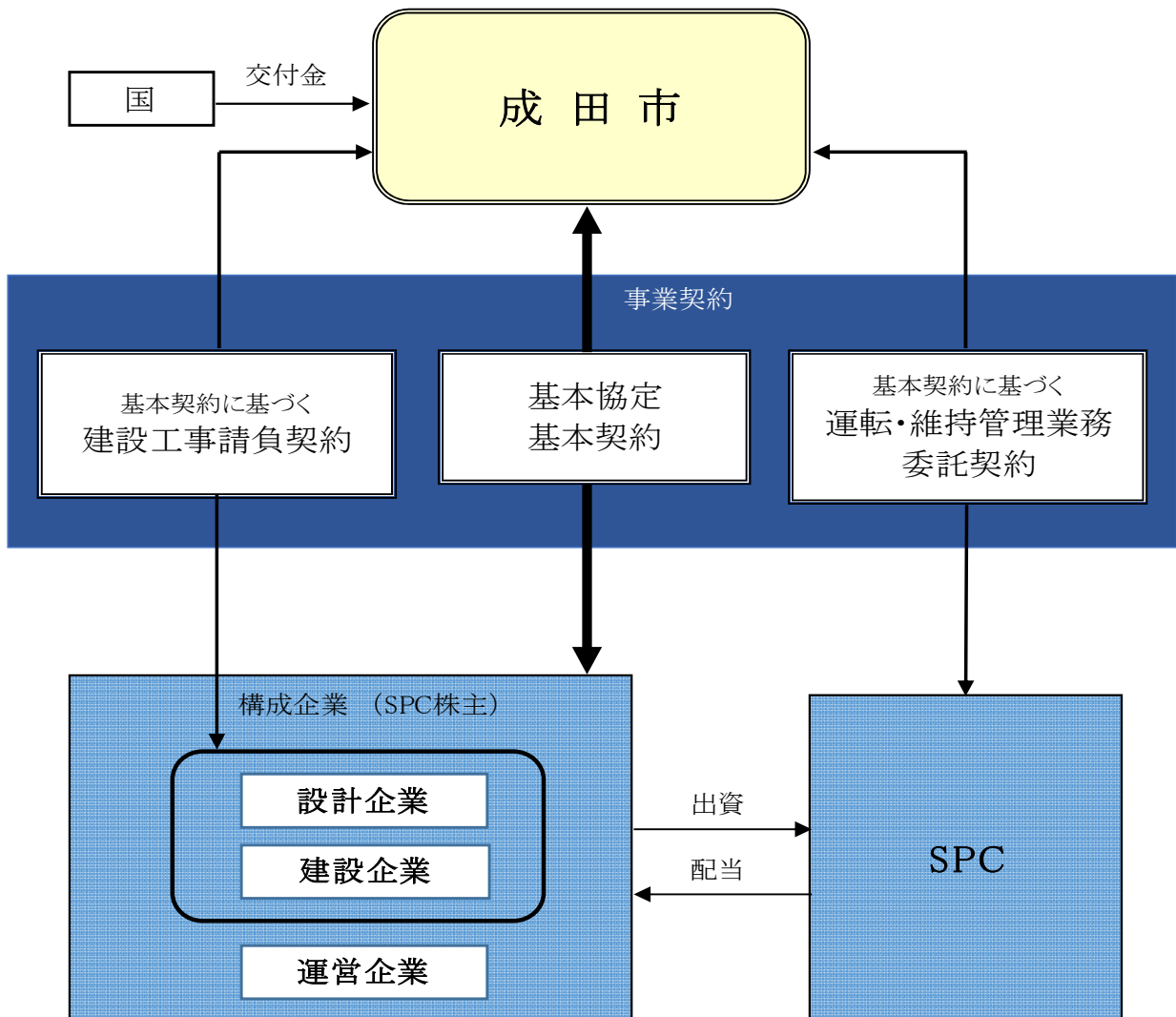
(2) 実施方針に対する意見

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	総意見数	問
							内 容	
1	実施方針	2	第1章	5	(4)	維持管理業務		

- ※1 質問・意見書は、本様式1行に1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- ※2 質問・意見数に応じて行数を増やし、「No.」欄は通し番号を記入すること。なお、「No.」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。
- ※3 本様式のExcelデータは、成田市ホームページにおいてダウンロードすることができる。



別紙-1 本事業の事業スキーム



※構成企業の一部(協力企業)は、SPCに出資しないことも認める。

別紙-2 リスク分担表 - (1)

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
共通	募集資料 リスク	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結 リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		○
	計画変更 リスク	市による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	周辺住民 対応リスク	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		上記以外のもの(事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等)		○
	用地確保 リスク	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者 賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		上記以外のもの	○	
	政策変更リスク	政策方針の転換、財政破綻等によるもの	○	
	許認可遅延 リスク	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金 リスク	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		その他の事由により予定されていた補助金額が交付されない場合	○	
物価変動 リスク	物価変動(インフレ、デフレ)にともなう事業者の経費増減によるもの(設計・施工段階に関する場合は除く)	○	△	
設置基準、管理 基準、法令等 の変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○		
	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○	
不可抗力 リスク	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△	
調査・ 設計 段階	測量・地質調査 の誤りリスク	市が実施した測量・地質調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・地質調査に関するもの		○
	設計変更 リスク	市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工 遅延リスク	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

注) ○:主たるリスク、△:従たるリスク

別紙-2 リスク分担表 - (2)

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			市	事業者
建設段階	工事費 増大リスク	市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	工事 遅延リスク	着工後の市の指示等に関するもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	試運転・ 性能試験 リスク	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
維持管理・ 運営段階	搬入量 変動リスク	計画搬入量に満たない搬入		○
		施設許容量を大きく逸脱する搬入	○	
	性状変質 リスク	想定し尿等性状を大きく逸脱した性状	○	
	技術革新 リスク	将来の技術革新による施設・設備の陳腐化、無用化、不効率化	○	
	要求水準 不適合リスク	契約で規定した要求水準の不適合によるもの(設計・建設の瑕疵によるものを含む)		○
事業 終了時	施設の性能 確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

注) ○: 主たるリスク、△: 従たるリスク

